

賛助会員を募集しています。

1 (公財)福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところであります。

そのためには警察の取締りはもちろんであります、それと併せ、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動とが相まってこそ可能となります。

また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは大きなものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放運動を目的とした活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。

2 入会について

賛助会員に対する「暴力団排除セミナー」を開催しています。同セミナーでは、現在の暴力団情勢や民事介入暴力に対する対応要領に関する講習等を行います。

入会手続 詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。「入会申込書」をお送りします。

年会費 企業・団体～1口3万円、個人～1口5千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典 会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力団排除賛助会員の証」、機関紙「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。



不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。
暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領
- 不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映などの講習(約3時間)を、現在オンラインで実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習の案内通知が届きます。(費用は一切かかりません。)

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講終了書」「責任者講習受講事業所」のステッカーを無料で受領できます。
- 不当要求に対する正しい対応要領を学ぶことで会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576) (公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

『第31回暴力追放福岡県民大会』 『北九州市「暴力追放・安全安心まちづくり」市民大会』の開催

- 1 開催日時／令和4年8月4日(木) 午後2時から(終了予定)午後3時30分
- 2 開催場所／北九州市小倉北区室町1丁目1-1-11 リバーウォーク北九州内北九州芸術劇場 大ホール
- 3 大会次第／九州女子大学書道部による書道パフォーマンス、表彰・感謝状贈呈等

お問い合わせは 公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 <http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>

県民の絆

2022

VOL.

62



暴力団追放
三ない運動

ワン
+1

令和3年度 暴力追放イメージポスターコンクール 最優秀賞 真帆館高等学校 亀田 千運

暴力団を利用しない

暴力団に金を出さない

暴力団を恐れない

暴力団と交際しない



公益
財団法人

福岡県暴力追放運動推進センター



公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
専務理事 尾上 芳信

県民の絆(令和 4年夏号)挨拶



福岡県警察本部
暴力団対策部長 田中 伸浩

私は、令和3年8月25日に退職の内示を受け、9月7日付けで刑事部長のポストを最後に福岡県警を退職し、同年10月から福岡県暴力追放運動推進センターで専務理事をしています尾上です。どうぞ宜しくお願い致します。

私の警察人生の終盤は、暴力団対策部門に身を置き、とりわけ平成25年3月からの3年間は、北九州地区暴力団犯罪捜査課長として、五代目工藤會の取締りに当たって参りました。その間、総裁野村悟を殺人等の罪で都合6回逮捕し、令和3年8月24日に同野村被告に対して、1審ながら下された死刑判決を見届けて退職したわけでございます。

当時の事を振り返りますと、着任当時、まだまだ北九州では、工藤會によるものとみられる殺人等の事件が続発し、「暴力の町」や「修羅の国」と揶揄され、北九州の地に転勤を命ぜられるサラリーマンでさえ、防弾チョッキ・防弾ヘルメットを持って行くようにとも半ば冗談交じりに言われたとのエピソードをよく耳にしたものであります。

また、工藤會は、みかじめ料獲得目的に事業者の方や暴排運動に熱心な一般人を襲撃するだけでなく、取締まる警察官の士気を下げするために退職した工藤會捜査に従事していた警察官の家を放火したり、銃撃したりしておりましたので、我々捜査員も命がけの戦いを強いられておりました。しかし、捜査員は士気を下げどころか、むしろ闘志を燃やしておりました。その結果が、頂上作戦において一定の成果が得られたものと確信しております。

今では、頂上作戦以降、工藤會によると見られる事業者襲撃事件の発生は無く、工藤會の組員は激減し、また、北九州市のアンケート結果でも北九州市民の体感治安も向上している事は明らかであります。

しかし、半世紀前に工藤會を壊滅寸前まで追い込んだことがありますが、その後服役した組員が出所し、組に戻り、今の工藤會を作り上げた歴史的事実があります。

よって、当センターでは、同じ過ちを繰り返さないためにも福岡県警はもとより、福岡県や北九州市と連携し、離脱・就労支援にも力を入れております。

今では、福岡の呼びかけに応じて賛同いただいた36都道府県において、離脱者が県境を越えて広域的に就労できる広域連携協定が締結されるまでに至っております。

当センターと致しましては、県民の皆様、行政、企業等の地域社会と一致団結の上、「社会対暴力団」の構図を構築し、暴力追放の取組みに邁進して参りたいと考えておりますので、引き続きのご支援、ご協力を宜しくお願い致します。

暴力団対策部長の田中でございます。

県民の皆様におかれましては、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察業務各般に亘り、深い御理解と力強い御協力を賜っておりますことに対し、心から御礼申し上げます。

さて、本県の暴力団情勢であります。県民の皆様による積極的な暴力団排除活動と県警察の戦略的な取締りなどが奏功し、県内暴力団構成員数が8年連続で過去最少を更新するなど、本県の暴力団対策は着実に前進しております。

特に昨年8月、北九州地区に本拠地を置く特定危険指定暴力団五代目工藤會の総裁らに対し、組織的殺人事件など4事件の第一審判決において重刑が下されました。判決後も複数の同會傘下組織組長を検挙したほか、事務所撤去や民事訴訟支援等の取組も大きく前進しました。

また、県南においては筑後地区暴力団集中取締本部による道仁会・浪川会への取締りを強化している中で、福岡県暴力追放運動推進センターが、住民の委託を受けて事務所使用禁止等請求訴訟を申し立て、結果として浪川会本部事務所と道仁会傘下組織事務所の撤去に至りました。

さらに、昨年12月に一部改正された福岡県暴力団排除条例により、暴力団事務所の開設や運営を禁止する地域が拡大されました。

県警察では、この機を失することなく、暴力団員の取締りや暴力団排除活動など各種取組を強力に推進してまいります。

暴力団を壊滅するためには、県警察の各種取組はもとより、社会全体での暴力団排除活動の取組が不可欠であり、その中核を担う福岡県暴力追放運動推進センターや地域・職域における県民の皆様方の一層のお力添えを御願い申し上げます。

結びに、県民の皆様方の御多幸と御活躍を祈念申し上げ、私からの挨拶といたします。

事業報告

令和3年度の活動状況

昨年度の主な活動内容をご紹介します。

広報啓発活動

●第30回暴力追放福岡県民大会の開催

令和3年11月11日、東市民センターなみきホールにおいて、「第30回暴力追放福岡県民大会」を開催しました。大会では、当センター名誉会長の県知事や同センター理事長の挨拶、表彰式、暴力団排除教育サポーターによる特別講演を行いました。



●暴力団排除意識の啓発、高揚

会報「県民の絆」等各種広報資料を作成し、県民の暴力団排除に関する知識の普及と暴力団排除意識の啓発に努めました。また、各地で開催される暴追イベントに参加し、暴力団排除の重要性等について講演しました。

●暴力団追放 リレーメッセージの配信

暴力団のない安全・安心な福岡県の実現に向けた広報活動として、福岡県知事、福岡県議会議員、福岡県警察本部長、当センター専務理事によるリレーメッセージの動画を撮影し、県内の様々な広報媒体を利用してメッセージを発信しました。



暴力団事務所撤去活動

●暴力団事務所撤去に向けた支援事業

- 工藤會傘下3組織が入居するマンション管理組合を支援
- 工藤會傘下組織事務所撤去運動を行う住民会議を支援し、解体・撤去

●暴力団事務所撤去に向けた代理訴訟

- 浪川会本部事務所の使用差止請求訴訟
被告側が認諾するとともに、本部事務所を解体、撤去
- 道仁会大平組事務所の使用差止請求訴訟
被告側の控訴審手続き中に組事務所を撤去、売却し和解

●民間企業等の活動に対する支援

地域、職域において暴力団排除活動を実施している自治体や企業等に対して資機材の貸与や啓発資料等の提供など広範な支援活動を行いました。

暴力団からの離脱・就労支援活動

暴力団からの離脱者を雇用した協賛企業6社に対し、離脱者雇用給付金などを支給しました。また、新たに4名が就労に至り、現在も多くの者が仕事を続けています。

暴力追放相談活動

日常の相談対応活動に加え、令和3年10月16日に、当センター、警察、弁護士会の三者共催による暴力団被害集中相談窓口を開設しました。また、毎月第1、第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設し、民事介入暴力担当弁護士と連携して、相談者の不安の解消に努めました。

少年の指導

県警少年課と連携し、「背後に暴力団が暗躍する特殊詐欺に少年が加担しないように呼びかけるポスターの作成、配布」など、積極的な少年指導活動の推進に努めました。



不当要求防止責任者講習

リモートによる講習を30回実施し、2,074事業者が受講しました。

民暴弁護士による身近な法律相談 Q & A

担当弁護士
小川・橋法律事務所
小川 剛 弁護士
〒810-0041
福岡市中央区大名2丁目4-22
新日本ビル8階
電話:092-771-1200
FAX:092-771-1233



Q

暴力団事件に関連し、組長を相手に損害賠償請求が出来るというネットニュースをみました。私の親戚のAさんは暴力団員からみかじめ料を断ったところ殴られてしまい、怪我をしたばかりか、みかじめ料を支払い続けていました。同じく親戚のBさんは、暴力団員が関係する特殊詐欺(振り込め詐欺)の被害にあいました。AさんやBさんは、組長に何か請求できるのでしょうか。

A

AさんもBさんも暴力団のせいで酷い目にあってしまいましたね。Aさんに加害した暴力団員は傷害罪、恐喝罪になるでしょうし、Bさんに加害した暴力団員は詐欺罪に該当するわけですから刑事裁判で処罰を受けるでしょう。それに加え、損害賠償請求といった民事責任の追及も検討されるべきところです。もっとも、直接的な加害者たる暴力団員は経済力が無いので賠償を得られないということも考えられます。そのような時に、組長に損害賠償が出来れば、賠償の実を高め、組織に対するダメージを与えることが出来ることになります。

1 暴対法31条の2について

暴対法31条の2は、指定暴力団の代表者に対する責任追及を定めています。指定暴力団の暴力団員が「威力利用資金獲得行為」によって生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害につき組長等が賠償責任を負う旨を定めています。

ここにいう「威力利用資金獲得行為」とは、「当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為」をいうとされており、上記のAさんのような暴力団の威力による財産侵奪行為がこれに当てはまるわけです。

Aさんは、末端組員のみならず、暴対法31条の2を根拠に組長の民事責任追及をなすことになります。

2 特殊詐欺に対する組長責任追及について

では、Bさんの事例では暴対法31条の2の適用はどうでしょうか? 暴対法31条の2は「威力利用資金獲得行為」が要件とされています。特殊詐欺の場合には、威力を示されて送金してしまうのではなく、騙されて送金をしてしまうのですから、被害者に対する「威力利用」とは言い難い面があります。しかし、最近の裁判例では、特殊詐欺を行うグループの形成に際して暴力団の威力が用いられているということから、このような暴力団員が関係する特殊詐欺についても「威力利用資金獲得行為」として、組長の民事責任を認めています。

Bさんは、暴力団組員の関与する特殊詐欺の被害にあっていることから、暴対法31条の2に基づき、その組長に対する民事責任の追及をなし得ます。これにより、少しでも被害回復が出来るかもしれません。また、このような請求を通じて、暴力団の資金源をはく奪していく効果、特殊詐欺への抑止効果も期待できそうです。

3 暴追センターの無料相談をご利用ください

具体的な損害賠償請求は事案ごとに様々です。まずは、一人で悩まずに、暴追センターで月2回開催している弁護士による民暴特別相談を是非ご利用ください。

令和3年12月末における福岡県の暴力団勢力

1) 組織数 約130組織

2) 暴力団構成員等の概数

		暴力団構成員		準構成員等		計		構成比
福岡県指定五団体	五代目工藤會	200 (250)	-20 (-20)	170 (220)	-40 (-40)	370 (460)	-60 (-60)	27.6%
	道 仁 会	190 (400)	-10 (-30)	130 (300)	-40 (-40)	320 (700)	-50 (-60)	23.9%
	太 州 会	70	-10	50	±0	120	-10	9.0%
	四代目福博会	70 (80)	-10 (-10)	60 (80)	-10 (-10)	130 (160)	-20 (-20)	9.7%
	浪 川 会	100 (180)	-10 (-10)	50 (90)	±0 (±0)	150 (270)	-10 (-20)	11.2%
六 代 目 山 口 組		130	+10	80	-20	200	-20	14.9%
神 戸 山 口 組		20	-10	10	-10	30	-30	2.2%
そ の 他		10	±0	0	±0	10	±0	0.7%
合 計		800	-60	550	-130	1340	-190	100%

※1 本表における暴力団構成員等の数は概数であるため、各項目の和が「計」又は「合計」と必ずしも一致しない。

※2 ()内は、県外勢力を含んだ人数を表す。

※3 増減は、前年12月末時点の暴力団構成員等と比較したものである。

※4 「準構成員等」については、平成23年以前は「準構成員」と呼称していた。

令和4年
上半期

地域・職域の暴排活動紹介



2月1日 ●九州ブロック民事介入暴力対策研修会
3月28日 ●太宰府天満宮「暴力団排除宣言式」

4月4日 ●福岡県警暴排先生教養
4月10日 ●博多祇園山笠(恵比須流)暴排勉強会



5月13日 ●第92回 民事介入暴力対策沖縄大会
6月1日 ●久留米市暴力団壊滅市民総決起大会

